

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
イオンディライト 株式会社	令和8年9月9日～令和8年10月8日	1 か月	不正又は不誠実な行為 (1か月以上12か月以内)	当該業者及びその社員は、法令で定める資格を有していない者が玉掛 けの業務を行ったとして、令和 8 年 1 月 6 日付けで伊那簡易裁判 所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受け たもの。 このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱第 2 条に 規定する別表措置要 件第 1 8 項（不正又は不誠実な行為）に該当 するため。